

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年度及び平成24年度財政援助団体等監査並びに平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長等関係機関から通知があったので公表する。

平成25年5月29日

富津市監査委員 高橋 聖

富津市監査委員 福原 敏夫

【措置事項】

○ 平成22年度（24年度）財政援助団体等監査

対象部局	監査結果	措置状況
健康福祉部 社会福祉課	社会福祉協議会補助金等について	
	社会福祉協議会補助金として、人件費に係る経費を補助しているが、補助対象者及び補助対象経費を明確にした補助金交付要綱の制定を図られたい。	補助対象を定めた富津市社会福祉協議会補助金交付要綱を平成25年4月1日から施行いたしました。

○ 平成24年度定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
企画財政部 企画政策課	補助金事務について	
	市補助金の支出先団体において、積立金を保有するものがあるが、この積立金には補助対象事業費の精算を行わず、市に返還すべき補助金額が含まれていると考える。よって、このような補助金については、補助対象事業費に対応した補助金の精算を検討されたい。 なお、団体が保有する積立金の執行には、適切な会計事務の指導に配慮されたい。	市国際交流協会補助金については、事業費から会費、繰越金を差し引いた不足額を交付することとし、平成25年度予算においては、同協会補助金は計上しておりません。 また、市東京湾口道路等建設促進協議会交付金については、平成24年度において概算払いを受けた交付金を清算し、剰余額を返還しました。平成25年度以降も同様とします。 積立金の執行については、計画的に処理します。
健康福祉部 社会福祉課	特殊勤務手当の支払事務について	
	行旅死亡人の取扱業務に従事した職員に係る特殊勤務手当の支払事務の遅延が認められたので是正されたい。	平成24年8月取扱分につきましては、平成25年1月に支払を行い、平成25年2月取扱分につきましては、業務終了後、支払を行いました。今後も職員への特殊勤務手当の支払事務につきましては、遅延の無いよう行います。